## ○環境省令第二号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第二十二条第二項、 第三項第一号、 第六項及び第八項、 第

二十三条第一項、第三項及び第四項、第二十七条第一項並びに第二十八条の規定に基づき、 並びに同法を実

施するため、汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日

環境大臣 小沢 鋭仁

汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令の一部を改正する省令

汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令(平成二十一年環境省令第十号)の一部を次のように

改正する。

題名を次のように改める。

汚染土壌処理業に関する省令

第一条第一号中 「第十八条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第二条第一項中「別記様式」を「様式第一」に改め、 同条第二項第二十一号を削り、 同項第二十号中「次

下 は、 Ļ 号及び」 Ļ 埋立法第二条第 「第四 に 周 同 同 改め、 条第一号ト、 項第. 辺 項 第 を削 の水域の水又は周縁 十三号 十八八 り、 同 号を同 号を同 中 項の 書 第五条第十三号にお 免許又は同法第四十二条第一 書 項第十七号とし、 項 面 第十 面 を 九号とし、 を の地下水。 「書類」 書 類 に改め、 に改 同 いて 同 以下同じ。)」 項第 項第 め、 及び + + 同号を同項第二十一号とし、 五 七 同号を同 号中 一号を同 項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあ 「第 四 を加え、 地地 条第一号チ及び 項 項第十四号とし、 第十六号とし、 下 水 同号を同項第十八号とし、 0 下に 第五条第十四号に 同 同 同 (埋 項 項第十九号を同 項第十二号を同 第十 <u>\frac{1}{12}</u> 処 理施 应 号 を 設 のうち 同 お 同項第十六号中 . 項第-項 į, 項第二十号と 第十五 て 公有 を 号と 0 水 以以 て 面

え、 Ĺ 場合における」 同 同号を同項第九号とし、 項第九号から同項第十一 を 「施設にあっては、 同項第七号を同項第八号とし、 号までを一号ずつ繰り下げ、 \_ に改め、 同号を同項第七号とし、 同項第六号中 同項第八号中 「にあっては、」 開 始 同項第五号 の 下 に  $\mathcal{O}$ 「 及 び を 次に次の一 「のうち」に 継 続 号を を加

加える。

六 他 に法第二十二条第一 項の許可を受けてい る場合にあっ ては、 当該 許 可に係る第十四条第一 項の 許可

証の写し

は、 第二条第二項第二十二号中 「当該 処理を受託することについ 「第十八条第一項」 て  $\mathcal{O}$ を 同 . 意書: 「第三十一条第 及び当該者が 当該 項 に、 許 可 を受けていることを証 「場合における」 を 「場合に す る

類」 土壌の引渡しを受けることについての を 「当該許 可に係る第十四条第一 項の許 同意書」 可 証 に改め、 の写し及び当該再処理汚染土壌処理施設にお 同条第三項中 「第七号」を「第八号」に、 () 7 当該 「第十五 汚染

号から第十九号まで」 を 「第十六号から第二十号まで」 に改める。

第四 条第 一号卜 (1) (p) 中 排 水 を 排 Щ に改め、 同号リ中 「ただし、」 の 下 に 「埋立処理 施 設以外 の汚

染土壌処理施設において」を加える。

第五 条第四号イ中 「超える汚染土壌」 の下に「又は申請書に記載した当該汚染土壌処理施設にお いて 処理

する汚染土壌 の特定有害物質による汚染状態に照らして、 処理することができない汚染土壌」を加え、 同号

イに次のただし書を加える。

ただし、 当該受け入れる汚染土 上壌がそ の特 :定有害物質による汚染状態 に照らして、 申 . 請 書 に 記 載 L

た 再処理汚染土 壌 処理 施 設 (再 処 理汚染土 壤 処 理施 設 が、 当該 泛汚染土宮 壌 を申 請 書に 記 載 た当該 再 処

理 汚 ·染土: 壤処理施 設以外の再処 理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合にあっては、 当該

再処理汚染土壌処理施設以外 の再処理汚染土壌処理施設を含む。) にお いて処理することができる場

合には、この限りでない。

再処理 う。 に、 を てい に改め、 同  $\mathcal{O}$ 条第一項」に改め、 周 第五条第四号口中 「第六条第二項第二号」 縁 る場所にある地下水の下 行染土  $\mathcal{O}$ 「第十八条第一項」を「第三十一条第一 地 を加え、 を加え、 同条第十七号イ中「法第十六条第一項の環境省令で定める」 下水を三月に | 壊処 理業者」 同 同条第十六号イ中 条第十九号中 「第五条第一項第二号」を「第六条第一項第二号」に、 同条第六号中 に改 口 という。) 以上 流側の当該汚染土 め、 「汚染土壌処 に改め、 「浄化等処理施設にあっては、」を削り、 「量が」を「量について」に、 「第六条第一項」 は」に改 め、 理業者に 壌処理施設の周縁において、三月に一回以上地下水を」を「 項」に改め、 当 該 を 当該 あ 0 「第七条第 下に っては」 処理を終 「も の」 周 を 縁 「超える大気有害物質を」を「超えて」 の 下 に 項」 <u>の</u> を「規則第五十九条第三項に規定する 了したときは」 「汚染土壌 に改め、 を加え、 「(以下「浄化等済土壌」とい 「第十八条第一項」を 同条第十五号中 処理 「 1業者 第 を削り 、 う。 五. り、 条 (次号に 第二  $\mathcal{O}$ 「が設置され 「当該 下に 項第二号」 お 「第三十 処理を 「以下 7 7

委託

した」を「当該汚染土壌を引き渡した」に改め、

同条第二十号を次のように改める。

<u>一</u> 十 第十七号口 の搬出をした汚染土壌処理業者は、 当該搬出した汚染土壌を再処理汚染 土壌処理業者に

引き渡したとき (当該引渡 L  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 運 搬を他人に委託 した場合にあっては、 前号の 規定に よる管 理 票

の写しの送付を受けたとき)は、 当該汚染土壌を当該汚染土壌に係る要措置区 |域等 (法第十六条第一 項

に規定する要措置区域等をいう。 第七条第二号及び第十三条第一項第三号イにおいて同じ。) 外へ 搬出

L た者に対 į 次に掲げる事項を記載した書面をもって、 当該搬 出した汚染土壌の当該再処理汚染土壌

処理業者 0 )引渡 しがされた旨を通知しなけ れ ばならないこと。

イ 当該汚染土壌を引き渡した年月日

ロ 当該再処理汚染土壌処理業者の氏名又は名称

ハ 当該 再処 理汚染土壌処理業者が当該汚染土壌の引渡しを受けた旨

第五条の次に次の九条を加える。

(記録の閲覧)

第六条 法第二十二条第 八項  $\mathcal{O}$ 記録の閲覧は、 次により行うものとする。

記 録 は、 次のイからハまでに掲げる事項の区分に応じ、 当該イからハまでに定める日以後遅滞なく備

1 次条第 号から第六号までに掲げる事項 当該受け入れた汚染土壌の処理が終了した日

口 次条第七号から第十号までに掲げる事項 当該測定の結果を得た日

ハ 次条第十一号及び第十二号に掲げる事項 当該搬出をした日

記録は、 備え置いた日から起算して五年を経過する日までの間備え置き、 閲覧に供すること。

(記録する事項)

第七条 法第二十二条第八項の環境省令で定める事 項は、 次のとおりとする。

受け入れた汚染土壌の処理を委託した者の氏名又は名称及び法人にあっては、 その代表者の氏名

一 当該汚染土壌に係る要措置区域等の所在地

三 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

四 当該汚染土壌の量

五 当該汚染土壌を受け入れた年月日

六 当該汚染土壌の処理が終了した年月日

排出· 水を公共用 水域に排出 L た場合には、 第五条第十三号口 の規定による測定に関する次に掲げ る事

項

七

イ 当該測定に係る試料を採取した年月日

ハ 当該測定の結果を得た年月日

口

当該測定を委託した場合にあっては、

当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称

ニ 当該測定の結果

八 排 出 水 を排除して下水道を使用した場合には、 第五条第十四号口 の規定による測定に関する次に掲げ

る事項

イ 当該測定に係る試料を採取した年月日

口 当該 測定を委託した場合にあっては、 当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称

ハ 当該測定の結果を得た年月日

ニ 当該測定の結果

九 第五条第十五号の規定による測定に関する次に掲げる事項

- イ 当該測定に係る地下水を採取した年月日
- 口 当該 測 定を委託 託 した場合にあっては、 当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は 名称
- ハ 当該測定の結果を得た年月日
- ニ 当該測定の結果
- + 浄化等処 理 施設又はセメント製造施設にあっては、 第五条第十六号口 の規定による測定に関する次に

掲げる事項

- イ 当該測定に係る大気有害物質を採取した年月日
- 口 当該 測定を委託した場合にあっては、 当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称
- ハ 当該測定の結果を得た年月日
- ニ 当該測定の結果
- 十一 第五条第十七号イに規定する場合には、次に掲げる事項
- イ 第五条第十七号イに規定する調査を実施した年月日
- ロ 当該調査を実施した者の氏名又は名称

- ハ 当該調査の結果
- ニ 浄化等済土壌を搬出した年月日
- ホ 浄化等済土壌の搬出先
- へ 浄化等済土壌の搬出量
- 十二 第五条第十七号ロに規定する場合には、次に掲げる事項
- イ 当該汚染土壌を搬出した年月日
- ロ 当該汚染土壌の搬出先
- ハ 当該汚染土壌の搬出量
- (汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請)
- 第八条 法第二十三条第一項の変更の 許可  $\mathcal{O}$ 申請 は、 次に掲げる事項を記載した様式第二による申請書

次

- 項 Œ お いて 「変更申請 書 という。) を提出して行うものとする。
- 二 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称

氏名又は

名称及び住所並びに法人にあっては、

その代表者の氏名

三 汚染土壌処理施設の設置の場所

四 許可の年月日及び許可番号

五 変更の内容

六 変更の理由

七 変更の、 ため の工事を行う場合にあっては、 当該工事の着工予定年月日及び当該工事後の汚染土壌処理

施設の使用開始予定年月日

2 変更申 請 書 に は、 法第二十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事 項の変更が第二条第二項各号に 掲 げ

る書類及び図 面の変更を伴う場合にあっては、 当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付するものとする。

(許可を要しない汚染土壌処理業に係る軽微な変更)

第九条 法第二十三条第一項ただし書の 環境省令で定める軽微な変更は、 法第二十二条第二項の 申 - 請書に記

載 ĺ た処理能力 (当該処理 能 力に つい て法第二十三条第一 項 の許可を受けたときは、 変更後の ŧ Ŏ の 減

少であって、 当該 減 少 0 割合が十パー セント未満であるものとする。

(届出を要する汚染土壌処理業に係る変更)

第十条 法第二十三条第三項の環境省令で定める事 ず項は、 次に掲げる事項とする。

一第三条各号に規定する事項

二 第二条第二項第二十一号に掲げる書類に記載した事項

(汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出)

第十一条 法第二十三条第三項の届 出は、 次に掲げる事項を記載した様式第三による届出書を提出して行う

ものとする。

氏名又は 名称及び住所並びに法 人にあっては、 その代表者の氏名

二 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称

三 汚染土壌処理施設の設置の場所

四 許可の年月日及び許可番号

五 変更の内容

六 変更の理由

七 第九条に規定する軽微な変更 (当該変更のために工事を伴うものに限る。) をした場合には、 変更の

## ための工事の着工年月日

2 前 項  $\mathcal{O}$ 届 出 書には、 第九 条に規定する軽微な変更、 法第二十二条第二項第一号に 1掲げ る事 項の変更又は

前条各号に掲 げる事 項の変更が第二条第二項各号に掲げる書類及び図 一面の変更を伴う場合にあっては、 当

該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付するものとする。

(汚染土壌処理業の休止等の届出)

第十二条 法第二十三条第四 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 届 出 は、 休止し、 若しくは廃止し、 又は再開しようとする日までに、 次に

掲げ る事 項を 記 載 L た様式 第四 による届 出書を、 提出 して行うものとする。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名

二 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称

三 汚染土壌処理施設の設置の場所

四 汚染土壌処理施設の種類

五 許可の年月日及び許可番号

六 休止し、 若しくは廃止し、 又は再開しようとする処理の事業の内容

七 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする理由

八 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日

九 休止し、 又は廃止しようとする場合において、休止し、 又は廃止した後に汚染土壌処理施設内に汚染

土壌が残存するときは、当該汚染土壌の処理方法

(許可の取消し等の場合の措置義務)

第十三条 法第二十七条第一 項の汚染土壌処理業者が講ずべき特定有害物質による汚染の拡散の防止そ の他

必要な措置は、次により講ずるものとする。

汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存する場合には、 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託

すること。 この場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときは、 法第二十条第一 項  $\mathcal{O}$ 規定

 $\mathcal{O}$ 例により、 当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に、 当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し第五

条第十八号の管理票を交付しなければならないこと。

汚染土 壌 処 理施設に係る事 業場  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 敷地で、 あっ た土地 の 土 壤 の特定有害物質による汚染の状況について

公正に、かつ、 法第三条第一項の環境省令で定める方法により調査を行うこと。

三 汚染土 壌 処 理施品 設 が 設置され て ζÌ · た場 所  $\mathcal{O}$ 周 縁 の地下水を汚染 土壌  $\mathcal{O}$ 処理 0) 事 サ業を廃. 止 Ļ 又は 法 第

二 十 五 条  $\mathcal{O}$ 規定により許可 を取 り /消され、 た日から三月以内 に 回 及びその 後三月以内ごとに . 回 採

取し、 当 該 周 縁の 地下水の水質を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。

ただし、 次のいずれ かに該当することとなったときは、 その該当することとなった日以後においては、

この限りでないこと。

1 汚染 土 壌 処 理 施 設 が 設置され てい た場所の 土地 が要措置区域等に指定され た場合

口 当該 周 縁  $\mathcal{O}$ 地 下 水の 水質が 地下 水基準に適合して 、おり、 か つ、 前号の 調 査  $\mathcal{O}$ 結果当該土 地 地の土壌  $\widehat{\mathcal{O}}$ 

特定有害物質による汚染状態が規則第三十一条第一項の基準に適合している場合

当該 周 縁 の地下水の水質が当該汚染土壌の処理の事業を廃止 Ļ 又は法第二十五条の規定により許

可 を取 り消された日以後二年間 .継続して地下水基準に適合している場合

兀 埋 立 処 理 施 設に あ っては、 汚染 土壌  $\mathcal{O}$ 埋 立てを行 った場所 (以下この号に お į, · ~ 「 埋 立 地 という。

の 水 0 浸透を防止するため 0) 措置とし て次に掲げるものの 7 ずれかを講ずるとともに、 当該措置に

ょ り設けられた覆いの損壊を防止するための措置を併せて講ずること。

イ 埋 立 地  $\mathcal{O}$ 表面を遮水シ ートで覆い、 更にその表面を土砂で五十セ ンチメー トル以上覆うこと。 ただ

廃 棄 物  $\mathcal{O}$ 処理 及び 清掃 に 関 す る法 律第十五 条第一 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 許 可 に 係 る埋 立処 理施設に あっ ては、 埋 立

地の表面を土砂で五十センチメートル以上覆えば足りること。

口 埋立地  $\mathcal{O}$ 表面をコンクリートで十センチメートル以上又はアスファルトで三センチメートル以上覆

うこと

2

第五

一条第十

九号の

規

定は、

第一

項 第

号の場合につい

て準

用する。

この

場合に

お

いて、

第五

条第十.

九号

イ又は ロと同 E 等 以 上の 効果を有する方法により埋立 地 *(*) 表 面を覆うこと。

中 再処理汚染土壌 処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者 (次号において 「再処理汚染土壌 処 理

という。 )」とあるのは 「第十三条第一項第一号の処理を委託された汚染土壌処理業者」 「前

号 とあるのは 「同号」と、 「当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者」 とあるのは 当 該 |処理を委

託 L た法第二十七条第 項の 污染土 壤 処理 業者」 と読 み替えるものとする。

3 法第二十七 条第 項  $\mathcal{O}$ 汚染土壌 処 理業者 は、 次の各号に掲げる措 置を講じたときは、 そ れぞれ当該各号

に定める日までに、 その結果を様式第五による報告書により、 都道· 府県知事に報告しなければならない。

第 項 第 号 の 措 置 汚染土 壌 の処 理 一の事 ・業を廃-止 し、 又は法第二十五条 の規定によ り許可を取 り消

され た日から三十 日

第 一項第二 号の措置 汚染土 壌の処理の事業を廃止し、 又は法第二十五条の規定により許可を取り消

され た日から百二十 Ħ

三 第 項第三号の 措 置 同号の測定の結果を得た日の属する月の翌月の末日

され た日 か ら三十 日 以内 兀

第

項第四

号の

措

置

汚染·

土

壤

0

処理

一の事

+業を廃-

止

Ļ

又は法語

第二十五

条の規定により許可を取

り消

4 都道 府県知事 は、 前 項の 報告 (同項第二号に係るものに限る。)があった場合には、 当該報告に係る土

地 0 区域について、 法第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができる。 この場合

にお いて、 当該 **段報告** に係る調査は、 土壤汚染状況 調査とみなす。

(汚染土壌 処理 業の 許 可証 の交付等

第十四 条 都道 府 県知事 は、 法第二十二条第 項の 規定により許可をしたとき、 又は法第二十三条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 

規定により当該施設 の変更の許可をしたときは、 様式第六による許可証 (次項及び第三項において単に

許可証」という。)を交付するものとする。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 許 可 証の交付を受けた者は 許可証 の記載事項に変更を生じたとき、 又は許可証を亡失し、 若し

くはき損したときは、 様式第七による申請書を都道府県知事に提出し、 許可証の書換え又は再交付を受け

ることができる。

3 第一 項の許 可証の交付を受けた者は、 当該者に汚染土壌の処理を委託しようとする者から許可証 の提示

を求められたときは、これを提示しなければならない。

4 第 項 の許 可証の交付を受けた者 は、 次の各号の いずれ、 かに該当することとなった場合は、

速やかに、

許可 証 (第二号の場合にあっては、発見し、 又は回復した許可証) を、 都道府県知事に返納しなければな

らない。

汚染土壌 の処理の の事業を廃止し、 又は法第二十五条の規定により許可が取り消されたとき。

第二 一項の規・ 定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、 又は回復したとき。

附 則

この省令は、 土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十三号)の施行の日 (平成二

汚染土壌処理業許可申請	書
-------------	---

年 月 日

都道府県知事 (市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第22条第1項の規定により、汚染土壌処理業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

申請者の事務所の所在地		
汚染土壌処理施設に係る事業 場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場 所		
汚染土壌処理施設の種類		
汚染土壌処理施設の構造		
汚染土壌処理施設の処理能力		
汚染土壌処理施設において処 理する汚染土壌の特定有害物 質による汚染状態		
他に汚染土壌処理業の許可を 受けている場合は当該許可を した都道府県知事(政令で定 める市にあっては市長)及び 許可番号(申請中の場合は申 請年月日)	都道府県知事(市長	(中請年月日) 許可番号(申請年月日)
汚染土壌の処理の方法		

セメントの品質管理の方法(セメント製造施設に限る。)		
保管設備の場所及び容量		
   法第22条第3項第2号ハに規		
定する役員の氏名及び住所	氏名	住所
再処理汚染土壌処理施設に係 る事業場の名称及び所在地、 再処理汚染土壌処理施設につ	名称	所在地
いて汚染土壌処理業の許可をした都道府県知事及び許可番		
号、再処理汚染土壌処理施設 の種類及び処理能力	都道府県知事(市長)	許可番号
▽ノイ星メタイスメ、℧゙スピヒ生肥ノ∫		
	種類	処理能力
		,

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

汚染土壌処理業に係る変更許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿 (市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第23条第1項の規定により、汚染土壌処理業に係る変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

汚染土壌処理施設に係る事業 場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場 所	
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日
	許可番号
変更の内容	□ 汚染土壌処理施設の種類 □ 汚染土壌処理施設の構造 □ 汚染土壌処理施設の処理能力 □ 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 変更前 変更後
変更の理由	
変更のための工事の着工予定 年月日	
変更後の使用開始予定年月日	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

## 汚染土壌処理業に係る変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿 (市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名

汚染土壌処理業に係る以下の事項について変更したので、土壌汚染対策法第23条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

汚染土壌処理施設に係る事業 場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場 所	
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日
	許可番号
変更の内容	□ 処理能力の減少(10%未満の減少に限る。) □ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 □ 汚染土壌処理業に関する省令第3条各号に規定する事項( ) □ 同令第2条第2項第21号に掲げる書類に記載した事項( ) 変更前 変更後
変更の理由	
変更のための工事の着工年月日	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

## 休止 汚染土壌処理業に係る 廃止 届出書 再開

年 月 日

都道府県知事 殿 (市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名 印

汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部について休止し、若しくは廃止し、又は再開するので、土壌汚染対策法第23条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

汚染土壌処理施設に係る事業 場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場 所	
汚染土壌処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日
	許可番号
休止し、若しくは廃止し、又 は再開しようとする処理の事 業の内容	
休止若しくは廃止又は再開の 理由	
休止若しくは廃止又は再開の 予定年月日	
休止又は廃止の場合において、汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌の処理方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

	廃止措置実	施報告書			
都道府県知事 (市長)			年	月	日
	報告者	氏名又は名称及び住居にあっては、その代表		티	
土壤汚染対策法第27条第1項の	対定による措置	を講じたので、次のと	おり報告	テします。	
廃止した事業の用に供した汚 染土壌処理施設又は取り消さ れた許可に係る汚染土壌処理 施設に係る事業場の名称					
廃止した事業の用に供した汚 染土壌処理施設又は取り消さ れた許可に係る汚染土壌処理 施設の設置の場所					
廃止した事業の用に供した汚 染土壌処理施設又は取り消さ れた許可に係る汚染土壌処理 施設の種類					
講じた措置の内容					
措置実施年月日					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

		許可番号 第	号
	汚染土壌処理業許可証	E	
住所			
氏名又は名称 (法人にあってはその代表者	音の氏名)		
生壤汚染対策法 第23条第1項		ことを証する。	
	都道府県知事 (市長)		印
許可の年月日			
許可の有効期限			
汚染土壌処理施設に係る事業 場の名称			
汚染土壌処理施設の設置の場所			
汚染土壌処理施設の種類			
汚染土壌処理施設の処理能力			
汚染土壌処理施設において処 理する汚染土壌の特定有害物 質による汚染状態			
変更の内容			

<b>海川・茶畑四米許可訂の</b>	書換え	由無事
汚染土壌処理業許可証の	再交付	申請書

年 月 日

都道府県知事 (市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名

汚染土壌処理業許可申請書の書換え又は再交付について、汚染土壌処理業に関する省令第14条 第2項の規定により、次のとおり申請します。

汚染土壌処理施設に係る事業 場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場 所	
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日
	許可番号
書換えの場合にあっては、記 載事項の変更の内容	
再交付の場合にあっては、そ の理由	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。